

日本醸造協会醸造技能者表彰規程

第1条 この規程は、わが国における醸造技能者の資質の向上と醸造技能の継承に資するため、日本醸造協会（以下「本会」という。）が行う醸造技能者の表彰に関して必要な事項を定めるものである。

第2条 醸造技能者とは、総務省が定める日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号）における、味そ製造業、しょうゆ製造業（食用アミノ酸製造業を除く）、食酢製造業及び酒類製造業の事業所において、それぞれの醸造に直接従事している者であつて、研究業務や事務又は営業・販売業務等は、醸造に直接従事する業務とは見なさない。

2 表彰を受けようとする醸造技能者（以下、受賞候補者という。）は、優れた醸造技能を持ち、かつ職務に精励し、技術の向上に寄与するとともに後輩の指導育成に努めるなど、他の模範となる勤務成績が良好な者で、以下の各項に定める条件に該当し、次に掲げるいずれかが推薦する者とする。

イ) 受賞候補者を雇用する事業所の長

ロ) 清酒製造業における季節雇用者のうち、杜氏組合（日本酒造杜氏組合連合会に所属している杜氏組合をいう）に所属して定期的な酒造講習を受講している者にあつては、イにいう事業所長または、所属する杜氏組合の長

ハ) 受賞候補者の事績、職歴等をよく承知しているイまたはロに掲げる以外の者。ただし、自薦は認めない。

3 受賞候補者は、醸造に直接従事した期間が通算25年以上で、かつ年令が満50才以上の者でなければならない。経歴の中に第2条第1項に掲げる醸造に直接従事する業務とみなされない業務に携わっていた期間がある者については、その期間を除外して通算年限を算出しなければならない。

4 受賞候補者は、現在職長等の現場責任者又は杜氏等、製造工程全般の統括的責任者（以下、総括的現場責任者等という。）の職にあり、その期間が通算5年以上であること。

なお、総括的現場責任者等の地位を確認するため、製造部門の組織図の提出を求めることがある。

5 第3項に定める醸造に直接従事した期間「通算25年」、及び「満年令が50才以上」は、次のイ、ロいずれかを証明する書類を添付した者については、それぞれ「通算20年」「満年令が45才以上」と読み替えることができる。

イ) 味そ製造作業、清酒製造作業等醸造に関わる技能検定1級の資格を有する者

ロ) 総括的現場責任者等として、全国を対象とする公的鑑評会・品評会等において「金賞」あるいはそれに相当する評価を通算3回以上受けた者

6 第4項に掲げる総括的現場責任者等以外の者で、第3項に掲げる醸造に携わる期間及び年齢の条件に該当する者については、第2項に従い受賞候補者たるに相応しい専門的醸造技能と職歴とを有する旨を具体的に明示することによって推薦することができる。

7 醸造に関わる技能によって「現代の名工（卓越した技能者）」表彰制度（厚生労働省の技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号）による表彰を受けた者については、本条第3項から第6項までの規定にかかわらず受賞候補者に推薦することができる。

第3条 本会は前条に掲げる受賞候補者の推薦に関わる各事項について調査することができる。

ただし、調査の結果及び推薦書の内容等は個人の情報に係わるものとして、本表彰の事務

以外に用いることを禁ずる。

第4条 受賞候補者の推薦は、第2条第2項イからハに掲げる者が別紙様式1の受賞候補者推薦書に必要事項を記載し、毎年3月末日までに本会に提出するものとする。

第5条 この規程による技能者表彰を受賞した者を受賞候補者に再度推薦することはできない。

第6条 本会に受彰者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は若干名とし、毎年会長が委嘱する。

3 委員会は毎年6月中に開催し、推薦内容を審議し、選考を行い会長に答申する。

第7条 会長は、委員会の答申により授賞者を決定し、受賞候補者を表彰する。

第8条 会長は、委員会の答申に拘わらず、職歴詐称その他虚偽の記載により、不正に表彰を受けたことが明らかになったときは、当該者の表彰を取消すとともに、以後当該者に関する申請を認めないことができる。

2 会長は、表彰を取消したときは当該者の氏名及びその理由を委員会に報告しなければならない。

第9条 表彰は別紙様式2による表彰状及び別紙様式3による徽章を授与して行うものとし、副賞を添えることができる。

附 則

1 この規定は、昭和40年4月1日より実施する。

2 この規定は、平成20年1月1日より実施する。（全部改定）

3 この規定は、平成23年1月1日より実施する。（一部改定）